**平成28年度　糸島市商工会利子補給助成事業概要**

【事業名】　　**糸島市商工会利子補給助成事業**

【事業目的】　糸島市内の商工業者の経営改善を図るため、糸島市、日本政策金融公庫、商工会が連携し、既存の商工業者の更なる経営の安定化と新規創業者を支援するため、糸島市商工会利子補給助成事業を創設し地域経済の活性化に資することを目的とする。（目標件数40件）

【事業概要】　糸島市内の商工業者及び糸島市内で新たに事業を始める方が、平成28年度中に(株)日本政策金融公庫福岡支店及び福岡支店の下記の事業資金を利用した場合に、その借入金に対する支払利息の一部を糸島市が助成する。

記

**１、対象の商品及び制度概要**

（１）糸島市内で起業する方で、平成28年度中に起業に伴う資金を（株）日本政策金融公庫福岡西支店または福岡支店から借入した方。

　　　※ここでいう起業とは、すでに事業をしている方が糸島市内で新たに支店や第二創業を始める方も含みます。

（２）小規模事業者経営改善資金（通称：マル経資金）

・ご利用できる方：商工会又は県連合会の実施する経営指導6ヶ月以上を受けている方で、商工会等の長の推薦を受けた方（無担保・無保証）。

　　　・ご融資限度額　：2,000万円以内。

　　　・ご融資期間　　：運転資金7年以内、設備資金10年以内。

　　　・ご返済方法　　：元金均等払いのみ。

＜上記商品を選定した根拠＞

　日本政策金融公庫については支援体制が確立しており、マル経資金については利用者

　のほとんどが会員であり実績のある事業者に斡旋する融資制度である。起業資金を選

　定したのは、そのことによって糸島市内の経済が活性化し雇用の需要も見込めるため。

**２、利子補給額**

原則、平成28年度中に借入した上記商品の借入金に係る支払利息の1年分。

**３、利子補給限度額**

　１企業、5万円を限度とする。（但し、補助金請求時の糸島市補助金の予算範囲内）

**４、交付対象者**

　上記１の事業資金を利用された方で、次の各号のいずれにも該当する方。

　１　市税等に滞納の無い方。

　２　借入後、1ヶ月を超える返済の遅れが無い方。

　３　事業を継続している方。

**５、収支予算計画**

（収入の部）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科目 | 金額 | 備考 |
| 補助金収入 | 2,064,000 | 糸島市利子補給助成事業補助金　 |
| 合計 | 2,064,000 |  |

（支出の部）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科目 | 金額 | 積算根拠 |
| 利子補給交付金 | 2,000,000 | 5万円×40件（27年度借入対象者） |
| 広告宣伝費 |  |  |
| 事務通信費 | 34,000 |  |
| 振込手数料 | 30,000 |  |
| 合計 | 2,064,000 |  |

※利子補給事業及び新規創業事業の交付割合は、各事業の目標件数に関係なく、予算範囲内で流用可能とする。

**６、金融斡旋及び相談の受付窓口**

　金融斡旋：糸島市商工会（支所含）又は、日本政策金融公庫福岡西支店及び福岡支店。

　相談窓口：糸島市商工会（支所含）又は、日本政策金融公庫福岡西支店。

**７、申請要領**

（１）申請回数は1回とし、手続きは本人が所定の様式で糸島市商工会本所窓口にて行う。

（２）申請額は、平成28年度の貸付実行日から1年経過までの最終の支払期日が到来した日までの利息とする（上限5万円）。但し、1年経過までの利息支払の最終日は、平成30年2月末日とする。

（３）利子補給の請求は、交付決定通知後に所定の様式で糸島市商工会本所へ請求する。

（４）利子補給金の払い込みは、平成28年度貸付実行日から利息支払の最終日以降の平成29年度中に糸島市商工会から本人の指定口座へ振り込む。

**８、金融受付から利子補給交付までのスキーム**

